

条 文	解 説
<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。</p> <p>2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。</p> <p>3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市議会は、市民の負託に応えて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民自治を推進する役割を担う機関として、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、市民自治の考え方を尊重し、その実現に配慮しながら、議会の権限を行使しなければならないことを定めています。</p> <p><第2項> 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想やそれを実現するための条例や予算など、市の重要事項を議決する権限、及び検査、調査等を通じて、執行機関が市民の意思を市政に反映し、適正な行政運営を行っているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。</p> <p><第3項> 市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権など地方自治法の規定を確認するものです。</p> <p>平成25年12月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法に定められている主な議会の権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目が定められている他、同条第2項により議決の対象を条例に定めることができる。） ・選挙権（第97条、第103条、第182条） ・検閲・検査権、監査請求権（第98条） ・意見書提出権（第99条） ・調査権（第100条） ・長の不信任議決権（第178条） <p>【生駒市議会基本条例】</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、生駒市自治基本条例(平成21年6月生駒市条例第20号)に定める議会の役割及び責務を踏まえ、生駒市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(議会事務局)</p> <p>■平成24年12月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を詳細に規定した。</p> <p>また、条例に見直し条項を盛り込み、条例の実施（議会の改善）状況を定期的に確認、検証し、継続的に改善していくこととしている。</p> <p>する仕組みを構築、運用し、継続的な改善を実施している。</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>・議会が不断にその責務を果たしていくため、議会基本条例の実施状況の検証・評価および改善を行うことが必要であり、そのための体制整備が必要となっている。</p>			<p>特になし</p>	<p>・市議会からの検査、監査の請求、市政に関する調査、関係機関に意見書を提出する等の行為は、どの程度あったのでしょうか。第十条は、市議会の権限とともに、市政をよくするために与えられているその権利を行使する義務があると思うのですが、もし、市議会による、検査、監査の請求、市政への意見書の提出等が、皆無、甚だしく少ないのであれば、問題だと思えます。市の広報誌【いこまち】に、それらの件数、内容が分かりよいものの掲載をお願いしたいのですが、どうでしょうか。もうすでに行われているなら、わたくしの見落としですが。</p>

条 文	解 説
<p>(議会の責務等)</p> <p>第 1 1 条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。</p> <p>6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。</p> <p>7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第 1 項> 市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、市政に民意を反映するために広く市民の意見を求めるよう努めなければならないことを定めています。</p> <p><第 2 項> 市議会は、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。</p> <p><第 3 項> 市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。</p> <p><第 4 項> 市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、政策形成機能を強化し政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、条例制定などの議会が有する立法機能の強化に努めなければならないことを定めています。</p> <p><第 5 項> 市議会は、検査権、監査請求権、調査権等を活用し、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視するとともに、改善策を求めあるいは提案するなど、市政を点検し、その改善を推進するよう努めなければならないことを定めています。</p> <p><第 6 項> 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、これを支援する議会事務局の職員の配置及び資質向上、図書や資料の充実など、調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p><第 7 項> 市議会の定数は、地方自治法第 91 条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また市民の代表機関として、この条例上の議会の役割、責務を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(議会事務局)</p> <p>■第 1 項～第 3 項関連 市民への情報発信、市民との意見交換を目的とした市民懇談会を年 1 度以上開催していることとした。(平成 22 年度から実施。) 平成 28 年度以降は一般市民を対象としたもの他、各種団体を対象とした懇談会も実施している。 また、平成 25 年度から広報広聴委員会を設置し、HP のリニューアル(平成 26・29 年度実施)、議会報のリニューアル(平成 29 年度実施)に取り組んでいる。 請願の審査に際して、必要に応じて審査当日に請願者自らが発言(質疑に対する応答等)できるよう申し合せ事項を改正した。 一定の基準を満たす陳情書等について常任委員会で審査するための取り扱い基準と手順を定め、運用している。(平成 29 年 6 月から実施)</p> <p>■第 4 項・第 5 条関連 毎年度、常任委員会(予算委員会を除く)において所管事務に関するテーマを定めて調査を行い、政策提言を行うことができることとしている。(平成 20 年度から実施。) また、調査等に際し機動的に専門的知見を活用できるよう議会基本条例において調査機関の設置について規定している。</p> <p>■第 5 項関連</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>■第 1 項～第 5 項関連 議会基本条例に基づき取組を進めてきており、今後、実施状況の検証を行い、適宜改善していく必要がある。</p>			特になし	<p>・特にないが、第 7 項で「市議会の組織」として想定されているのは具体的には何か。委員会構成などか。</p>

<p>予算を一体的に議案審査するとともに補正予算案に随時対応するため、予算委員会を常任委員会として設置し、予算委員会の運営指針を定めた。</p> <p>議案審査を充実するため必要に応じて資料を請求する仕組みを構築した。(平成 27 年度から実施)</p> <p>決算審査を充実するため、「事業別決算明細書」及び「事業別決算額調書」の提出を求める(平成 28 年度から実施)とともに、決算審査を踏まえ今後の事務執行において改善すべき事項を附帯意見としてとりまとめ市長に提出している。(平成 29 年度から実施)</p> <p>■第 6 項関連 職員の増員については適宜、行政側に要望している。(実現していない。)</p> <p>事務局機能の強化のため、調査研究、研修受講など積極的に実施し、職員の資質向上に努めている。</p> <p>■第 7 項関連 議員定数を定める際に配慮すべき事項等について、議会基本条例に規定している。</p> <p>議員定数を削減する条例改正案の審査に当たり、特別委員会を設置し、議会基本条例の規定に基づき、市の現状、課題、行政需要、地方自治制度の動向に係る調査、市民の意見の把握(パブリックコメント、市民懇談会を実施)、及び学識経験者の意見の把握を行った上で調査報告書を取りまとめ、委員間の自由討議による審査を経て、現状の定数を維持することを議決した。(平成 30 年 4 月～9 月)</p>	<p>■第 6 項関連議会活動が活発化するほどに事務局機能の強化が必要となっているが、職員定数が削減される中で、職員の増員が進んでいないが困難となっている。</p>	<p>・議員による政策形成機能、立法機能強化と円滑で効率的な議会活動が適切に行われるためには、議会事務局によるサポート機能が強化されることが重要となるので、調査や法務に精通した職員の配置などを通じて事務局の機能の充実を図ることが必要であると思われます。</p>	<p>・調査や法務に精通した職員として活動できるよう業務に専念し、不足する部分は研修等を受講することで補い、サポート機能を充足するよう努力している。</p>	
--	---	--	--	--

条 文	解 説
<p>(議会の会議及び会期外活動)</p> <p>第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。</p> <p>2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。</p> <p>3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市議会は、市民の代表機関であり、市民の代表者である議員が意見を交わし、論じ合い、意思決定を行う機関であることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考えに基づき、「討議の重要性」について規定するものです。</p> <p><第2項> 開かれた議会として、議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、個人情報の保護に関わる部分などについては、必要に応じて非公開とすることができ、その場合は、非公開とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p><第3項> 議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(議会事務局)</p> <p>■第1項関連 委員会においてテーマを設定し議員間討議ができるよう要綱を制定している。 常任委員会（予算委員会を除く）におけるテーマ別調査においては既に議員間討議を中心に調査及びそのとりまとめを行っている。 また、議員定数に係る議案審査において自由討議を行った。</p> <p>■第2項関連 本会議、委員会、全員協議会を原則公開としている。また、本会議、委員会についてはインターネット中継を行い、また録画配信も行っている。</p> <p>■第3項関連 常任委員会（予算委員会を除く）においては、適宜、所管事務に係る調査を行えるよう、常任委員会の委員構成が変わる臨時会において継続調査の手続を行っている。 また、テーマ別調査においては、実施を決定した後、継続調査の手続を行っている。 また、緊急に審議を要する事案が発生した場合には、臨時会を開催し対応している。</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>■第1項関連 委員会におけるテーマを設定して行う議員間討議のみならず、議案の審議・審査等におけるにおいても議員間討議の実績はまだまだ少なく、今後実績を積みつつ、活発な討議を行うための運営技術の研鑽に努める必要がある実施することが求められる。</p> <p>■第2項関連 本会議、委員会以外の会議のインターネット中継・録画配信、あるいは会議録の作成・公開の必要性について検討が必要である。んでいないが困難となっている。</p>	<p>・議員による政策形成機能、立法機能強化と円滑で効率的な議会活動が適切に行われるためには、議会事務局によるサポート機能が強化されることが重要となるので、調査や法務に精通した職員の配置などを通じて事務局の機能の充実を図ることが必要であると思われる。</p>	<p>・調査や法務に精通した職員として活動できるよう業務に専念し、不足する部分は研修等を受講することで補い、サポート機能を充足するよう努力している。</p>	<p>特になし</p>	<p>・特にないが、第3項「会期外」となっているが、通年議会とする可能性はないか（もしあれば、条文変更する必要が生まれる）。</p>

条 文	解 説
<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正かつ誠実に職務を果たすべきことを定めています。</p> <p><第2項> 市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。</p> <p><第3項> 市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。</p> <p><第4項> 市議会議員は、議会における審議状況、自らの意思決定の理由、活動状況などについて市民に説明するよう努めるとともに、自ら広く市民の声を聴き、その声を議会における意思形成過程、政策形成、市政の点検及び改善などの活動に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(議会事務局)</p> <p>・生駒市議会基本条例において、市議会議員が果たすべき責務、役割、及びその責務・役割を果たすために行うべき事項を詳細に規定している。</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>・市議会議員が、いかに責務を果たしているかを検証・評価する仕組みがない。(客観的に(公平、公正に)評価することが困難。)</p>	<p>・選挙以外において、議員がいかに責務を果たしているかの検証・評価する仕組みがあればよいと考えます。</p>	<p>・議員の活動は議会活動、政務活動、政治活動など相互に連動したものであり、また議員の持つ価値観・能力は様々であり、その活動内容・方法も異なることから、一律の評価項目・内容・基準を定め、その活動の量・活動の質を測り、評価することは困難である。</p> <p>そもそも、議員の評価については、議会が行うものではなく、市民に委ねられるものである。</p> <p>市民が適正に評価できるよう、個々の議員の活動状況を情報発信することが必要となることから、議会での議員の発言記録(動画を含む)を提供している。それ以外の活動情報の発信については各議員に委ねられている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・市議会議員の自主性に任されることではあるが、選挙前だけでなく、方法は問わず、市民に日常的に活動報告をしていく必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>・市議会議員が果たすべき責務、役割を述べていますが、その議員が、責務を果たしているかどうか、その評価については、現職議員においては、選挙で選別となります。議員の評価の、いかに責務を果たしているかを検証・評価する仕組みがない。(客観的に評価することが困難)とのことですが、この4月の市議会選挙では、35名の候補者から1人選ぶこととなりました。現職議員の17名は、全員当選でした。新人候補者の評価は、経歴、本人の主張のちらし等、評価できかねる部分がたくさんありますが、現職議員については、少なくとも4年間の議員活動を、客観的資料を有権者に提示して、判断してもらう方法はないのでしょうか。議会での発言件数、市政への意見書提出件数、政務活動費(調査研究費・研修費等)の使用使徒。4月の選挙において、1名の現職議員が、政務活動費を全額返還、そのことをアピールしてい</p>

				<p>る候補者がいましたが、私は、きちんと活動されているか疑問です。市民は、35名の中から、1人選ぶのです。近所だから、知っているから、投票を頼まれたから、若いから、そんな理由だけで、選んでよいものでしょうか。例えば、全立候補者予定者にアンケートを実施。1つの事柄について、一覧表にして、意見を記載すれば、それだけでも、わかりやすいのではないのでしょうか。議員定数は何名が適正ですか。議員報酬はいくらが適正ですか。政務活動費は、いくらが適正ですか。政策で最も重点を置いてものはなんですか。生駒市でもっとも問題となる事柄はなんですか。候補者個人のチラシを精査するよりも、一覧表にして、候補者の考えを区別されたほうが、有権者にはわかりやすいです。いろいろな事項があるでしょう。それらのアンケートは、検討できないのでしょうか。選挙に関してもう一言。選挙管理委員会の主催で、公的会館（たけまる・北コミ・南コミ・せいせい・図書会館等）にて、4名から5名程度の団体立会演説会・討論会をできるだけ多く行う。市民は、どこかには、参加・傍聴できるように。午前・午後・夜と行う。候補者の資質が、その中から見えてくる。投票の判断材料になるのではと思います。</p>
--	--	--	--	---

<p>(協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。</p> <p>2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。 こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。 なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。</p> <p><第2項> 協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。</p>
--	--

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】 条例の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>(高齢施策課) ■指定管理者制度の活用</p> <p>(地域医療課) ■生駒市立病院の管理運営 生駒市立病院の管理運営業務（診療や健診に関すること、施設及び附属設備の維持管理に関すること等）について指定管理者制度を採用している。</p> <p>(地域医療課) ■生駒市立病院管理運営協議会 生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反映させている。</p> <p>■マイサポいこま制度(市民が選択する市民活動団体支援制度：H23年度～) 市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高める。</p> <p>■市民活動推進センターでの相談事業 ボランティアなどNPO活動を行いたい方や団体と活動を受けたい方や団体とをつなぐ（マッチング）。</p> <p>■プロボノ促進事業(H26、28、29年度) 市民が企業で培った経験やスキルを活かして、市民活動団体等の運営を支援し、社会貢献をする場を創出。団体と市民が出会う場を作ること、継続的な市民公益活動の活性化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある、 ・NPOが継続して活動できるように、引き続き団体に対して助言等のサポートを行う必要がある。 ・今後実施。 支援を希望する団体が少なくなってきた。 ・自治基本条例の原則の一つであることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度による公共施設管理が進んでいるが、その成果（サービス水準、運営状況等）を評価し、改善に結び付ける手法が構築されていません。今後、指定管理者、各種団体等公共的サービスの担い手となる場合のPDCAの仕組みの構築が必要かと思われまます。 ・指定管理者により、サービスが市民にとって適切かどうかという評価する仕組み、コストパフォーマンスだけでなく、B/C※としてどうかという評価する仕組みが必要かと思われまます。 ※ビーバイシー：benefit by cost、費用便益比。 	<p>(財政経営課) ・指定管理者による施設運営が単なるコスト削減に留まらず、市民ニーズを踏まえた施設の設置目的の達成と両立されているかを確認・評価し、改善する「PDCA サイクル」によるマネジメントを確立するため、管理運営状況について、毎年度、指定管理者と市によるモニタリングを実施している。</p> <p>(生涯学習課) ・指定管理者制度による公共施設管理を行っているが、指定管理者側と月1回会議を行うことで、運営状況や管理状況等の報告より、問題事例については意見交換を行い、改善につなげるよう心掛けている。</p> <p>(高齢施策課) ・年1回のモニタリングによる確認と情報共有（利用者の声の活用、指定管理者と施設ボランティアの協働による施設運営等）を行うことにより指定管理者によるより良い施設運営を目指す。</p> <p>(地域医療課) ・指定管理者制度による生駒市立病院</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による管理運営がなされているにも関わらず、職員はそのまま、仕事ぶりは変わらない、利用者に顔を向けていない等、旧態依然が多く見受けられる。コストの管理や評価だけでなく、いかに市民に利用が広がったかの評価を行わなければ、施設の設置目的達成の評価はできないのではないかな。 生涯学習課でも「ららまつり等他課で行っている事業で類似したものが多いため・・・中止」と言っている事は、縦割り行政の弊害ともいえる。自治連合会での周知というが、自治会にも知らされていない自分たちだけが行う事業を紹介されても、自治会では何の役に立つのか？ これも、縦割り行政の弊害といえる。 生駒市では地域ぐるみの健全育成事業推進協議会があり、多くの各種団体が参加している。各市町村でもスクールボランティアや地域コーディネーターの育成には困難な状況の中で、自分達に都合のいい人選びになっていないか？ 学校全体が知らない地域ぐるみをどう考えるのか、もったいない話でありはしないか。 ・事業実施後の結果を受けて、継続的に活動されているのかどうか。

<p>■IKOMA Civic Tech Award オープンデータの利活用と、市民活動への啓発を目的として、スマートフォンやタブレット端末等で使えるアプリケーションやそのアイデアを生み出すためのワークショップ及びコンテストを開催。</p> <p>■ららゼミ ジモト塾 主に現役で働いている世代を対象に、家庭でも職場でもない第三の自分の居場所（＝サードプレイス）を見つけ、地域活動への参画をうながす連続講座を開催。</p> <p>■参画と協働の指針策定(H25.3) 自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。 策定の際には、市民自治推進会議（当時）及び委員会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。 周知については、自治連合会全体集会での周知、ららポート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。</p> <p>（生涯学習課） ■地域デビューガイダンス（地域デビューガイダンス事業は、平成29年度まで実施） これから活躍できるまちづくりや社会貢献の取り組みを実際に活動している方々の話を通じて紹介を行う。【分野】 ・生涯学習（生涯学習まちづくり人材バンク、寿大学等）平成30年度以降も継続 ・市民活動（自治会活動、まちづくり井戸端会議等） ・福祉（地域ボランティア講座、シルバー事業） ・環境景観（花とみどりのボランティア活動、エコネット生駒等） ・観光（観光ボランティアガイドの会） ・スポーツ（スポーツリーダーバンク登録及び紹介） ・農業（遊休農地活用事業、青空市場、農家区長会活動）</p> <p>（スポーツ振興課） ■各種スポーツ事業の開催 市民体育大会や市民体育祭、トップアスリート連携事業、チャリロゲイこま等、個人の年齢や性別、体力に応じた運動を行うことができる各種スポーツ事業の開催にあたり、（一財）生駒市体育協会や自治連合会、総合型地域スポーツクラブ等との協働・連携の推進を図る。</p> <p>（スポーツ振興課） ■障がい者スポーツ活動推進事業 スポーツの機会の少ない、障がい（児）者がスポーツを行うきっかけをつくるため、市内の障がい（児）者のスポーツ活動状況を把握し、障がいの種類や程度に応じた事業となるよう、生駒市スポーツ推進委員や障がい者関係団体、体育施設指定管理者等との協働の推進を図</p>	<p>（生涯学習課） ・振り返りを行い、実施方法等の検討を行っていく。 ・地域デビューガイダンス事業は、一定の効果があったものの、ららまつり等他課で行っている事業で類似したものが多いため、事業の統合ということで、平成30年度以降は中止した。</p> <p>（スポーツ振興課） ・事業によっては、参加者の減少やチーム編成に苦慮する場合があるため、今後は事業内容等の見直しの必要がある。</p> <p>（スポーツ振興課） ・事業の開催にあたり、市内の障がい（児）者関係団体等にヒアリングを行うとともに、参加者アンケートを実施し、よりよい事業と</p>	<p>の管理運營業務について実施状況調査を実施し、生駒市立病院管理運営協議会によって市民意見を反映させるPDCAの仕組みを構築しています。</p>	<p>の管理運營業務について実施状況調査を実施し、生駒市立病院管理運営協議会によって市民意見を反映させるPDCAの仕組みを構築しています。</p>	<p>・第14条<第2項>において「…必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。」とありますが、それ以前に、ファシリテーターとして議論のはじめの過程での場づくりが必要で、市民側から見た文章としては違和感はないが、市職員の立場で見ると、調整しないといけない問題が出るまでは、主体的に関与しないと認識されるかもしれない。</p> <p>・公共的サービス水準を満たしているかどうかの客観的な立場からの評価が必要ではないか。</p>
---	---	---	---	---

<p>る。</p> <p>(教育総務課) ■スクールボランティア事業 地域の人たちが、市内の校園でスクールボランティアとしてボランティア活動を行う。 H30.12月現在 1,557名がボランティアとして登録をしている。 【主なボランティア活動の内容】 ・本の読み聞かせ ・校内の草刈等の清掃活動 ・昔のくらし、遊びの体験 ・クラブ活動、運動会の支援 ・授業等の補助</p> <p>(環境モデル都市推進課) ■生駒市環境基本計画推進会議 (ECO-net 生駒) 市民・事業者・行政が対等な立場で第 2 次生駒市環境基本計画を推進している組織</p> <p>(図書館) ■生駒市図書館は市民との参画、協働により事業を行い、幅広く市民の読書推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生駒ビブリオ倶楽部とビブリオバトルを定期的に協働開催。平成 27 年からは、「ビブリオバトル全国大会 in いこま」を開催し、シティブロモートも積極的に行う。 ・生駒おはなしの会と協働、共催で、図書館・室のおはなし会、絵本の会、学校等への出前授業、子ども読書の日記念行事、経験者のためのおはなし勉強会等を行い、子どもたちの読書推進を図る。 ・平成 28 年度に「図書館とまちづくりワークショップ」を開催。平成 29 年度から、市民との協働、参画によりワークショップで提案された「お茶会@北分館×茶釜のふるさと」「みなみの図書館“未在亭”」「本棚のWA」等を継続開催。 ・「図書館声のボランティア養成講座」「耳で楽しむ本の会」「本の宅配業務」等を行い、障がい者、高齢者等、図書館利用が難しい方々へのサービスを幅広く行う。 <p>(都市計画課) ■空き家セミナー 空き家所有者を対象にした、空き家の管理方法等に関する説明会と、個別相談会の実施。</p>	<p>するため、ニーズの把握に努めている。</p> <p>(教育総務課) ・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(環境モデル都市推進課) ・対等な立場で協働の取組を推進してきたが、事務局を行政が担っていたため、実働部分の負担に偏りが出た。</p>				
--	--	--	--	--	--

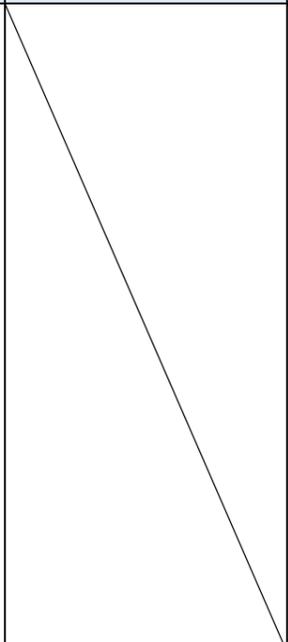
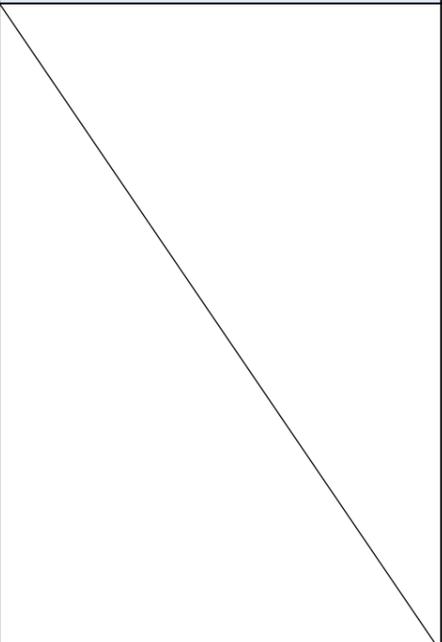
<p>(都市計画課)</p> <p>■いこま空き家流通促進プラットフォーム</p> <p>市と協定を結んだ専門家団体等が組織しているプラットフォームが、生駒市内の空き家の流通促進を目的として、流通阻害要因を有している空き家を対象に、個々の物件の状況や所有者の意向に応じた適切な流通方法を検討し、空き家所有者に提案する。</p>					
---	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。</p> <p><第2項> 市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民及び議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、ハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。</p> <p><第3項> 市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】 (長の統轄代表権) 第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 (事務の管理及び執行権) 第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。 (職員の指揮監督) 第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>(人事課) <第3項> ・管理職研修を初めとする階層別研修の実施、職員の意識改革を重視した職員研修の実施 ・政策形成実践研修の継続実施 ・メンタルヘルス研修の継続実施 ・職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援、地域貢献活動(副業)の促進</p>	<p>・今後も取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>・市長は、選挙の際に掲げたマニフェスト等の実現に向けて市政運営を行います。選挙後に生じる社会情勢の変化に対応するためには、市民の声を直接聴いて地域の課題を的確に把握し、政策の策定や実施に当たっていくことが重要であると考えます。</p> <p>・人材育成基本方針は市ホームページで公開されていますが、市民においても職員のあるべき姿という意見をもらうなど、市民参画の視点が必要かと思われます。</p> <p>・地域における課題の把握や分析、課題解決のための施策の立案等の政策研究を行うことができる能力を持った人材を育成していくことが必要であると思われます。</p>	<p>(秘書企画課) ・マニフェスト実現に向けて取り組むだけでなく、地域のイベントなどに積極的に参加することにより、市民ニーズを把握し、地域課題の解決に努めています。</p> <p>(広報広聴課) ・市民の声を直接聴く機会として、市民(団体)とのティーミーティングを行い、的確に地域課題の把握し政策の策定や実施ができるように努めています。</p> <p>(人事課) ・人材育成基本方針の作成にあたっては、市民目線を意識して、どのような職員が市民に求められているのかということを考慮した。</p> <p>・政策形成実践研修(入庁3年目対象)や自治大学校への派遣研修(係長級対象)により、職員の政策立案能力の育成を図っている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・職員研修の実施について、実施日時、回数、参加人数、講師、対象職員などの実績報告が必要だと思います。</p>

<p>・市民と合同による、より実践的なファシリテーション研修の実施。</p>		<p>・職員の人材育成に努めるため各種研修を実施されていますが、研修内容について振り返り、よりよい研修にしていくよう配慮を願います。</p> <p>・団塊世代が退職を向かえ、若い人を積極的に採用してはいますが、他自治体では中間層が少なく職務の継承ができていないケースもあるので、職務をマニュアル化し、継承できるような工夫が必要かと考えます。</p>	<p>・研修後の振り返りによる内容のブラッシュアップはもちろん、毎年実施しているものについても時代に合わせて必要性を見極めた研修計画策定を行っている。</p> <p>・職務を継承するため、適切な人員配置を行っている。またマニュアル化も必要に応じ行っている。</p>		
--	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(執行機関の責務)</p> <p>第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」をこの条例の理念にのっとり、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(執行機関の義務)</p> <p>第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】</p> <p>条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>(収税課)</p> <p>■税負担の公平性を確保するため以下の法律・条例に則り、適切に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税徴収法 ・ 地方税法 ・ 生駒市市税条例 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。 			<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税負担の公平性を確保するため、とのことですが、固定資産税・市町村民税・軽自動車税について、生駒市の徴収税率・額は100%でしょうか。100%でないなら、その原因と対策はどうでしょうか。

条 文	解 説
<p>(市の職員の責務)</p> <p>第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方公務員法】 (サービスの根本基準)</p> <p>第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> </div> <p><第2項> 市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p><第3項> まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も生活者であることの視点を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>【行政全般】 条文の規定の規定どおりに則り、適切に対応している。</p> <p><第2項> ・政策形成実践研修の継続実施 ・各種研修機関への積極的な派遣により専門知識、技術の向上 ・職員の自発的な研究・相互啓発</p>	<p>・今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>・地方分権の進展により「自分たちのまちは自分たちで決めていく」という自己決定・自己責任に基づく自治体運営が求められています。職員一人ひとりが自ら課題を発見し、考え、行動する職員となることが求められています。</p> <p>・職員に自治基本条例の精神が浸透していない現状も見受けられるので、自治基本条例に対する認識を高め、職務を行う必要があるかと思われま</p>	<p>(人事課)</p> <p>・人材育成基本方針にあるべき職員・組織像として人間力(地域愛)・業務遂行能力などについて述べており、研修や人事評価を行うことによって、職員の育成を行っている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・市の職員の意識として「参画と協働のまちづくり」がどのように認識され、積極的にまちづくりの推進に努めておられるのかがよく分からない。この委員会は、地域活力創生部市民活動推進課が担当しているが、「参画と協働のまちづくり」全体は市の中でどのような実行計画としての位置付けになっているのか? 「シティプロモーション」との関係はどう整理しているのか? などよく分からないことがあります。</p> <p>「シティプロモーション」では、「生駒大好き応援隊」や「活力グループ」などが声を上げて、一定の成果を上げていることも素晴らしいと思いますが。一方で地域社会には、地域社会ならではの問題や社会福祉・環境など広域な社会問題も存在しています。そして様々な世代も存在しています。そのような地域社会の中でどうすれば、議論が進められ、合意し、成果が得られるかを実践していくことが非常に重要ではないかと考えますが?</p> <p>・職員研修の実施について、実施日時、回数、参加人数、講師、対象職員などの実績報告が必要だと思います。</p>

					<p>・「生活者」という表現が一般的に浸透している用語であるかどうか？もう少し伝わりやすい表現があればと思います。</p>
--	--	--	--	--	---